

シンガポール『地域統括会社』の活用と周辺国の現状

～ シンガポール 2016 年雇用法の対応策についても解説いたします ～

《開催要領》 ※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせて頂く場合がございます。

日時▶ 2016年 1月12日(火) 13:00～17:00

会場▶ 企業研究会セミナールーム(東京: 麹町)

《ご参加頂きたい方》

- ・シンガポールの子会社を地域統括会社として位置づけている企業のご担当者
- ・今後、地域統括機能を持たせようとしている企業のご担当者
- ・シンガポールから他国への進出を検討している企業のご担当者

講師 (株) 東京コンサルティングファーム
シンガポール駐在員 岩城徳朗 氏

講師 TCG 国際弁護士法人
代表弁護士 古川直 氏

講師紹介 東京コンサルティンググループ入社後、国際税務を担当し、国を問わず国際ビジネスにかかる税務問題の対策、解決に従事。2013年10月より地域統括拠点として注目され続けているシンガポールへと赴任し、シンガポールを利用したタックススキームやシンガポールから第三国への投資スキームの情報提供を行っている。また、今後更なる日本企業の進出が見込まれるマレーシアも兼務している。

講師紹介 一橋大学法学部卒業後、政府系金融機関の中小企業金融公庫(現日本政策金融公庫)を経て、司法試験合格。弁護士としては、日本企業による新興国企業の買収、クロスボーダーM&Aを中核として、企業法務(予防法務)に注力。監修本として『クロスボーダーM&A 新興国における投資動向・法律・外資規制』(TCG 出版)など。

《申込書送付先》 FAX▶ 03-5215-0951 ※当会 HP からもお申し込み頂けます。 企業研究会Q 検索

■受講料: 1名(税込・書籍代含) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員 36,720円(本体価格 34,000円) 一般 39,960円(本体価格 37,000円)

《事業コード: 151760-0101》 シンガポール『地域統括会社』の活用と周辺国の現状

ふりがな 会社名			
住所			
TEL		FAX	
ふりがな ご氏名	所 役	属 職	
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

- 参加要領: 申込書はFAX、または下記担当者宛E-mailにてお送り下さい。当会ホームページからもお申込み頂けます。後日(開催日1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。
- ※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認ください。([TOP] → [公開セミナー] → [よくあるご質問])
- ※お申し込み後のキャンセルはお受けいたしかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願い致します。
- お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/川守田 E-mail: kawamorita@bri.or.jp
TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 麹町M-SQUARE 2F

.....プログラム.....

1. 投資環境

- (1) 低迷する日本・成長するアジア市場
 - ・日本企業のアジア戦略
 - ・地域統括会社の設置目的と課題
 - ・地域統括機能
- (2) シンガポールの地域統括優遇制度
- (3) 税制上のメリットを活かす地域統括会社の活用方法
 - ・地域統括会社を活用した利益集積方法

2. 税務

- (1) 地域統括会社の税務リスク
- (2) 移転価格税制
- (3) 移転価格税制の特徴(2015年度新ガイドライン)
- (4) タックスヘイブン税制

3. 法務・労務

- (1) シンガポール 2016 年雇用法改正ポイント
- (2) 各国の労働法と労務管理
 - ・海外外向者にかかる契約関係
 - ・海外進出におけるステップ別の問題および対策
 - ・シンガポールでの人材育成事例
 - ・危機管理マニュアルについて

4. 周辺国への進出

- (1) ASEAN 地域の市場
 - ・各国の現状分析
 - ・進出形態の検討と形態別メリット
- (2) インド地域の市場
 - ・現状分析
 - ・進出形態の検討と形態別メリット
- (3) シンガポールにおける手続き

■開催にあたって■

グローバル化が進展するなか、各国・地域のグループ企業および拠点間のネットワークを効率的に管理、業務の最適化を図るために、地域統括会社を設立することが多くなっています。

また平成22年度税制改正により、タックスヘイブン税制における地域統括会社の適用除外基準が大幅に緩和され、これにより、地域統括会社を活用したタックスマネジメントが可能となりました。近年ではシンガポールの子会社から出資し、周辺国での新規事業の立ち上げをする事例が目立つようになってきました。

また、2016年からシンガポールの雇用法が大きく改正されます。最新の雇用法を把握し、自社の運用状況についての確認が必要となっています。

本セミナーでは税制、マネジメントの効率化など、様々な観点から地域統括会社の活用方法と他国への進出状況を検討していきます。

※当日会場にて『シンガポール・香港 地域統括会社の設立と活用』(TCG 出版)を配布致します。

※最少催行人数に満たない場合には、開催中止となる場合がございます。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで 2種類のセミナーをご案内しております。